

越 監 公 表 第 1 5 号

地方自治法第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人から令和4年度包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表する。

令和5年（2023年）2月28日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 菊 地 貴 光

越谷市監査委員 細 川 威

令和4年度越谷市包括外部監査報告書（概要版）

越谷市包括外部監査人 藤原拓也

1. 選定した特定の事件

下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る管理について

2. 事件を選定した理由（要旨）

下水道は、近代的な都市に必要な不可欠なインフラである。下水道事業は、都市の衛生環境及び健全な発展に必要な事業であり、また、下水道の利用とその料金の徴収があることから市民との関係も密接であり、市民の関心も高い。

令和3年度は、下水道事業の将来的な設備投資等の抑制・最適化に主眼を置いた中長期的な経営計画である「下水道事業経営戦略」（令和3年度～令和12年度）の初年度にあたる。また、越谷市では、下水道事業の経営成績や財政状態を的確に把握し、合理的かつ効率的な事業運営を行っていくため、令和2年度から地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計に移行している。

市の財政状態は厳しく、人口減少社会のなかで、市の予算が限られている状況において、下水道事業について、「合規性」、「経済性、効率性、有効性」、「公平性」、「適切な事業評価」4つの視点から検証を行うことは有意義であると考えられることから、下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る管理を監査対象として選定した。

3. 報告書の構成

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）
3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由
4. 対象とする事業等
5. 監査の着眼点
6. 主な監査手続
7. 監査の対象部署
8. 監査の対象期間
9. 監査実施期間
10. 包括外部監査人及び補助者
11. 利害関係

第2 監査対象事業の概要

1. 下水道事業の概要
2. 越谷市の下水道事業の概要
3. 下水道事業についての経営指標等の他市比較

第3 監査の指摘及び意見の概要

1. 定義
2. 総論
3. 各論（個別の指摘と意見の一覧表）

第4 監査の指摘及び意見

1. 越谷市下水道条例等
2. 越谷市下水道事業経営戦略
3. スtockマネジメント計画
4. 組織体制
5. 下水道使用料
6. 契約管理
7. 財産・物品管理
8. 越谷市公共下水道事業会計決算書
9. 地方公営企業会計への移行

4. 監査の結果

「指摘」と「意見」は以下のとおりである。

1. 定義

「指摘」とは、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について、規則や規定等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したものであり、地方公共団体が改善・是正に取り組むべきものである。「意見」とは、組織及び運営の合理化の観点から改善の検討を求めるものである。

2. 総論

（1）全般的な状況

当該包括外部監査においては、越谷市下水道事業の執行における重大な法令違反の事実、事務の執行における重要な不備、決算報告書の重要な誤謬は認められなかった。また、同事業の財務面においても、「3 下水道事業についての経営指標等の他市比較」に記載のとおり、同事業の財務状況については中核市単純平均値に比して相対的に良好な状況にある。さらに、同事業の経常収支比率が100%を上回ること、一人当たり企業債残高の金額が他の中核市の単純平均値よりも相対的に小さいことから、事業継続性についての疑義は他の中核市

に比して低いと考えられる。

しかしながら、将来的な人口の減少による下水道使用料収入の減少、設備の老朽化、インフレの進行による事業費の増加、市場金利の上昇による支払利息の増加等の事業リスクは存在する。したがって、これらの事業リスクに備え、近代的な市民生活に必要な不可欠な下水道事業を長期的に安定的に維持するためには、以下のような検討課題が存在する。

(2) 都市計画との整合性【意見 1】

下水道整備は、越谷市の都市計画と密接な関係にあることから、越谷市の都市計画と整合性をとり、将来的な人口減少を考慮した下水道事業の設備投資を行う必要がある。特に、新規事業については、区画整理事業等の開発事業との一体性を考慮しない投資は、下水道事業の単独負担となるため、将来的な負担増をもたらすことから、慎重に検討すべきである。

(3) 更新投資【意見 2】

下水道事業についての事業リスクを考慮すると、今後の設備投資は、更新投資を主体とし、新規投資は可能な限り抑制すべきである。したがって、ストックマネジメント計画に基づき、既存設備の長寿命化を図ることにより、更新投資を抑制すべきである。さらに、更新投資については、データベース化した維持管理情報の活用による修繕の効率化や広域化・共同化、新しい技術の採用を通じたコスト削減を図る必要がある。

(4) 組織体制【意見 3】

事業の特性からの要請については、専門的な人材の育成が必要であるが、現在の越谷市職員のローテーションの期間（通常は事務職で4年、技術職で5年）を考慮すると、地方公営企業法第7条に基づき、公営企業に精通した管理者を設置することを検討すべきである。また、外部人材の活用のため、独自で職員を採用することも可能とすることも考えられる。

(5) 越谷・松伏水道企業団【意見 4】

事業規模の拡大、業務処理の効率化、人材の育成の観点からは、上水道事業と下水道事業とを統合することも考えられる。ただし、一部事務組合である水道企業団は、単一の地方自治体の事務を行うことができないことから、松伏町との調整が必要である。

(6) 近隣市町との事業統合【意見 5】

規模の拡大を促進するという観点からは、近隣市町との事業統合（広域化）も考えることができる。ただし、その場合には、下水道事業についての越谷市と近隣市町との事業特性（人口動態、新規事業の抑制、雨水災害リスク）、財務状況（経常収支比率、一人当たり企業債残高）、下水道使用料の差異、統合時点までの債務負担割合等を考慮する必要がある。

(7) 情報開示【意見 6】

下水道事業は、近代的な市民生活に必要なインフラ事業であり、また、市民より下水道使用料の徴収を行っていることから市民生活との関連性もある。したがって、下水道事業については、市民に対する情報開示を積極的に行っていく必要がある。具体的には、経営戦略の公表とその予算実績比較の開示、越谷市の広報誌の掲載、小学校・中学校での下水道事業に関する授業の開催等が考えられる。

(8) 下水道使用料の料金体系【意見 7】

経常収支比率が 100%を上回っていることから越谷市の下水道事業についての短期的な事業継続性に問題はないと考えられる。しかしながら、長期的な視点に立ち、人口の減少、更新投資の必要性、費用の変動費固定費の割合、市民の所得水準の分布（特に低所得者層）、市内の企業の特性等を考慮し、下水道使用料の料金体系（基本料金と従量料金との比率及び従量料金の逡増割合）を決定する必要がある。

(9) 企業の育成【意見 8】

越谷市には、下水道事業に関連した有力な企業や大学はない。今後、市内企業の育成や企業誘致のため、更新投資や業務委託契約に、新規企業の参入機会を設けることが考えられる。

具体的には、O&M (Operation & Maintenance) 契約、OM&M (Operation, Maintenance & Management) 契約、リース（アフェルマージュ）契約、BOT (Build, Operate, Transfer) コンセッション契約、BOO (Build, Own, Operate) 契約等の多様な契約形態を活用し、民間企業が下水道事業に参入しやすい環境を整備することである。

3. 個別の指摘と意見

各業務に関連する個別の指摘と意見は、以下のとおりである。

No	区分	項目	指摘 /意見	内容	該当ページ
1	越谷市下水道条例等	条例の定めと現在の運用状況との差異	意見 9	下水道関連の条例等は、下水道関連業務の根拠となるものであるため、必要に応じた改正にあわせて見直す必要がある。	46～48

2	越谷市下水道事業経営戦略	経営戦略の進捗状況の確認と開示	意見 10	年度毎に計画の進捗状況等を確認し、事業運営に反映させるとともに、投資目標・財政目標に具体的な数値目標を設定し、年度毎に具体的な数値目標と実績との比較分析及びその開示を行う必要がある。	53～54
3	越谷市下水道事業経営戦略	ストックマネジメント計画との整合性	意見 11	経営戦略は、越谷市の作成する他の計画との整合性がとれたものである必要がある。	55
4	越谷市下水道事業経営戦略	設備投資の具体的な内容	意見 12	投資目標の老朽化対策、耐震化、浸水対策の各対策の事業内容ごとに、具体的な投資対象や投資金額を明確に設定し、投資目標に対する進捗状況を把握することが必要である。	55～56
5	ストックマネジメント計画	コスト削減効果の妥当性	意見 13	ストックマネジメント計画の重要性の高いコスト削減効果については、その算定についての適切性の検証が必要である。また、コスト削減効果の予測値と実績との比較分析及びその開示を適切に行う必要がある。	58～59
6	組織体制	人員構成	意見 14	下水道事業という市民生活に必要なインフラの維持管理の継続性及びノウハウの継承を考慮すると、年齢別・従事年数別で均等な人員構成となる必要がある。また、継続的に職員の専門性の追求や定着化を図るため、公営企業に精通した管理者を設置することの検討も必要である。	62
7	下水道使用料	下水道使用料の改定の根拠資料	意見 15	料金の改定を検討する際には、料金の改定による影響だけではなく、資本的収支差額、投資計画の見直しや企業債の借換も検討すべきである。	66～68

8	下水道使用料	基本料金と従量料金との構成割合	意見 16	事業の持続可能性の観点より、料金の改定については、基本料金と従量料金の構成割合を考慮して決定すべきである。	68～71
9	下水道使用料	下水道使用料の減免	意見 17	下水道使用料の減免については、使用料の負担先の変更であり、下水道事業に係る主たる営業収益であるため、営業収益の区分に計上すべきである。	71～72
10	下水道使用料	排除汚水量の認定の申告書の提出	指摘 1	申告書の提出頻度、記載内容、期限等については、越谷市下水道条例に従ったものである必要があり、また、その内容の適切性を所管課で確認すべきである。	72～75
11	下水道使用料	併合分の下水道使用料の確認	意見 18	越谷市は、越谷・松伏水道企業団から通知される下水道使用料について、市として把握している下水道使用量に基づいた検証を行うべきである。	75～77
12	契約管理	令和元年度の指摘に対する改善状況	意見 19	金額基準により、随意契約が認められる場合においても、競争入札を検討する、複数の同種の契約をまとめる等の検討を行う必要がある。	84～85
13	契約管理	長期間の契約	意見 20	特殊な情報システムについては、ライフサイクルコストを考慮した定期的なコストの検証による代替的なシステムの導入の可否の検討が必要である。	86
14	財産・物品管理	貯蔵品（重油あるいは軽油）	意見 21	決算日時点で、各ポンプ場に貯蔵されている燃料の棚卸を行い、未使用の燃料を貯蔵品として資産に振り替える処理を行う必要がある。	88～89
15	財産・物品管理	貯蔵品（マンホールの蓋）	意見 22	決算日時点で、各ポンプ場に貯蔵されているマンホールの蓋の棚卸を行い、未使用の備品を貯蔵品として資産に振り替える処理を行う必要	89～90

				がある。	
16	財産・物品管理	レイクタウン 第1ポンプ場	指摘2	所管課は、ポンプ場に保管されている文書や備品を適切に管理する必要がある。	90～92
17	越谷市公共下水道事業会計決算書	貸倒引当金	指摘3	貸倒引当金の算定には、過去3年間の貸倒実績に基づき、当年度末時点の債権に対する貸倒引当金を計上する必要がある。	94～96
18	越谷市公共下水道事業会計決算書	賞与引当金	指摘4	決算時に賞与引当金を計上する時には、地方公営企業法施行規則第22条（引当金）の規定にしたがって、翌事業年度の予算に基づく賞与支給見込額のうち当事業年度に負担されるべき金額を賞与引当金とする必要がある。	96～97
19	越谷市公共下水道事業会計決算書	退職給付費	意見23	地方公営企業法施行規則第3条（勘定科目の区分）に従った適切な会計処理を行い、令和4年度では「越谷市公共下水道事業会計決算書 決算附属書類 収益費用明細書」で適切な開示を行う必要がある。	97～98
20	越谷市公共下水道事業会計決算書	キャッシュ・フロー計算書	指摘5	令和4年度以降においては、キャッシュ・フロー計算書の表示を修正し、有形固定資産の取得による支出と無形固定資産の取得による支出と別記して計上する必要がある。	98～99
21	越谷市公共下水道事業会計決算書	固定資産の財源割り当て	意見24	財務情報の各事業年度の比較可能性を確保する点からは、同一の固定資産については、各事業年度に財源の割り当ての構成及び当該固定資産に対する比率を同一とする必要がある。	99～100

22	越谷市公共下水道事業会計決算書	大場落し排水機場等維持管理業務委託	意見 25	法令、会計基準等の変更がない限り、決算書で開示される事業の範囲は、継続として同じものであるべきである。当該範囲が変更された場合には、注記により当該事項を開示すべきである。	100～101
23	越谷市公共下水道事業会計決算書	土地の減損	指摘 6	レイクタウン第 2 ポンプ場用地については、独立したキャッシュ・フロー生成単位としてみなすべきであり、また、減損の兆候が生じていることから、減損損失の認識の判定を行う必要がある。また、その判定の結果、減損損失を認識すべきであると判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とする必要がある。	101～102
24	越谷市公共下水道事業会計決算書	期中に完成した固定資産の償却開始日	意見 26	固定資産を事業の用に供した年度に減価償却費を計上するためには、決算における減価償却費の計算を当該固定資産の事業の用に供した年月で行うことが必要である。	102～104
25	越谷市公共下水道事業会計決算書	固定資産のうちの減価償却停止資産	意見 27	固定資産に係る取得価格を減価償却計算により、各年度の費用とするためには、残存価額を 1 円として、減価償却費を計上する必要がある。	104～105
26	越谷市公共下水道事業会計決算書	水洗便所改造資金融資（保証債務の注記）	意見 28	水洗便所改造資金融資に関する保証債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務の注記（当該債務の内容及び金額）を、予定貸借対照表及び貸借対照表に行うことを検討すべきである。	105～109
27	越谷市公共下水道事業会計	企業債の未払利息	意見 29	元利金の期末日前の最終支払日から期末日までの経過利息については、未払利息（未払費用）として、	109～112

	決算書			貸借対照表上に負債計上することを検討すべきである。	
28	越谷市公共下水道事業会計決算書	下水道使用料の期末未収金	意見 30	会計年度末の会計上の下水道料金の未収金と、債権管理ツール上もしくは越谷・松伏水道企業団からの報告上の内訳金額との合計は、一致すべきである。年度決算作業時に、これらの一致を確認し、会計上の下水道料金の未収金の期間別の金額の把握に努めることを検討すべきである。	112～113
29	越谷市公共下水道事業会計決算書	余剰資金の運用	意見 31	市中金融機関における普通預金の利息は近年低水準であるため、一定期間一定金額の資金余剰がある場合は、コスト・ベネフィットを考慮して、定期預金・国債等、普通預金以外の手段で運用することも検討すべきである	113～114
30	越谷市公共下水道事業会計決算書	セグメント情報の開示	意見 32	汚水事業と雨水事業の2つの事業のそれぞれの事業ごとの損益及び資産・負債の状況を決算書で開示するために、セグメント情報を作成する必要がある。	114～115
31	地方公営企業会計への移行	未使用の物品の移行	指摘 7	地方公営企業会計への移行時点で未使用だった資産の簿価については、地方公営企業会計の移行時の損失として計上すべきものであったため、過年度の損失として計上する必要がある。	117～118
32	地方公営企業会計への移行	建物の未使用分	意見 33	廃止となった汚水ポンプ場部分については、移行時の損失であるため、当該部分に対応する簿価が算定できる場合には、当該年度の損益計算書において過年度修正損として計上する必要がある。	118～119

33	地方公営 企業会計 への移行	公営企業会計 システム	意見 34	公営企業会計システムについては、 地方公営企業会計への移行時に移 行資産として、ソフトウェアに計上 し、5年間で減価償却すべきであっ た。したがって、令和4年度以降の 決算においては、過年度の当該会計 システムの取得価額及び減価償却 費相当額を過年度修正として計上 する必要がある。	119
----	----------------------	----------------	-------	---	-----